

平成31年度 保育施設利用のてびき

受付場所

○各区役所支援課または第1希望認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所

※郵送による申込みや、支所・市民の窓口での受付は行っておりません。

※さいたま市以外の保育施設を希望する方は、希望保育施設の市区町村に申込み締切日等を確認の上、各市区町村の締切日の1週間前を目安にお住まいの区役所支援課へご相談ください。

締切

○利用希望月の前月の10日まで（閉庁日の場合は翌開庁日）

利用調整（選考）結果

○利用希望月の前月下旬ごろ、郵送で通知します。

※通知発送は申込み初回のみとなり、それ以降は利用が内定した場合に発送します。

※本冊子における平成31年5月以降の表記につきましては、平成31年を改元後の元号元年、平成32年を改元後の元号2年と読み替えるものとします。

目 次

○申込み・利用手続きの流れ	1
○保育施設とは	2
○支給認定	2
■利用の事由と利用期間	3
■保育の必要量（1日の保育施設の利用可能時間）	4
■保育施設利用時間と時間外保育利用料	4
○保育施設の選び方について	5
○利用申込みについて	6
■申込みに必要な書類	6
■兄弟姉妹同時申込時の意向について	7
■面接の実施・児童の発達に心配がある場合	7
■食物アレルギー対応について	7
■ならし保育	7
■申込内容の変更	8
※記入例	9、10
○利用調整（選考）	11
■利用調整（選考）の方法について	11
○利用調整（選考）結果	11
■利用調整（選考）結果について	11
■内定のご案内ができる場合・できない場合について	11
■内定の辞退について	11
○利用者負担額について	12
■利用者負担額の算定方法について	12
■利用者負担額の軽減について	13、14
■寡婦（夫）控除のみなし適用について	14
■時間外保育利用料について	14
■利用者負担額の納付について・切り替え時期について	15
■税制改正に伴う利用者負担額算定の取扱いについて	15
○土曜の共同保育について	16
○さいたま市保育施設一覧	17～66
■西区 ■北区 ■大宮区 ■見沼区 ■中央区 ■桜区 ■浦和区 ■南区 ■緑区 ■岩槻区	
○ナーサリールーム・家庭保育室等一覧	67
○その他の保育制度のご案内	68